（写）

令和８年10月７日

千葉地方最低賃金審議会
会長　村上　典子　　殿

千葉地方最低賃金審議会
千葉県電子部品・デバイス・電子回路、
電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金専門部会
部会長　村上　典子

千葉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和８年８月21日千葉地方最低賃金審議会において付託された千葉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員及び審議経過の概要は別添１及び２のとおりである。

別紙

千葉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

1　適用する地域

千葉県の区域

2　適用する使用者

前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（電球・電気照明器具製造業、電気計測器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3　適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（１）18歳未満又は65歳以上の者
（２）雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの
（３）清掃又は片付けの業務に主として従事する者
（４）次に掲げる業務に主として従事する者
イ　主として手作業による又は手工具若しくは小型電動工具、操作が容易な小型機械を使用して行う部品の組立て又は加工業務のうち、組線、巻線、端末処理、はんだ付け、取付け、穴あけ、みがき、刻印打ち、かしめ、バリ取り、材料の送給、選別の業務
ロ　塗油、検品の業務
ハ　手作業による袋詰め、包装の業務
ニ　軽易な運搬、部品等の整理、賄い等の雑役業務

4　前号の労働者に係る最低賃金額

１時間 1,224円

5　この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6　効力発生の日

令和８年12月25日

別添１

令和８年度千葉地方最低賃金審議会

千葉県電子部品･デバイス･電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会委員名簿

千　葉　労　働　局
令和８年10月１日

【公益代表委員】

伊澤　敏和	（株）千葉日報社 取締役総務局長
大竹　栄	公認会計士・税理士
村上　典子	弁護士

【労働者代表委員】

鈴木　洋暁	富士電機労働組合千葉支部 執行委員長
野田　泰造	電機連合千葉地方協議会 事務局長
山本　修一郎	ＴＤＫ労働組合東日本本部 本部長

【使用者代表委員】

大森　潤一	富士通Ｊａｐａｎ（株） 東日本公共ビジネス統括部 シニアディレクター
君塚　俊秀	双葉電子工業（株） 取締役専務執行役員
本村　直也	(一社) 千葉県経営者協会 専務理事

別添2

千葉県電子部品･デバイス･電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会審議経過の概要（令和8年度）

月　日	経　　過	審　議　概　要
8月21日	第452回 最低賃金審議会	1　最低賃金の改正について諮問 2　専門部会の設置を決定
8月21日	公　　示	1　専門部会委員推薦公示 2　関係労使の意見聴取公示
10月1日	専門部会委員 任　　命	
10月7日	第1回専門部会	1　部会長、同代理の選出 2　各種資料の説明 3　最低賃金額について審議 4　結審 5　専門部会報告書（案）について審議 6　同報告を決定 7　最低賃金審議会令第6条第5項の規定に基づき直ちに千葉労働局長に答申